

喫煙者は受動喫煙防止の法制化に 反対していない

平野公康 国立がん研究センター

東京オリンピック・パラリンピック（以下、「東京オリンピック」と記す）に向けて、受動喫煙防止のための罰則つき規制（法律や条例）が法制化されるかが大きな関心事項になってきている。リオデジャネイロオリンピックが盛り上がる中で、次の東京オリンピックに向けた話題として認識されることもあって、本稿を執筆していた8月には、テレビニュースにも取り上げられることが多くなってきた。

ニュースにおける主な構成はこうだ。まず、問題の背景説明を、オリ

ンピック関連の取材でリオデジャネイロを訪れた記者の街中レポート映像とともに紹介する。

①リオデジャネイロのタバコ対策は東京よりも進んでおり、公共施設やホテル、飲食店は全て屋内禁煙になっていること、
②飲食店では、建物内だけでなく、テントがある席は禁煙、テントの外の席のみが喫煙可能となっていること、
③禁煙を守らないと施設の所有者や管理者へ罰金が課せられること、と続く。次に、それと比較して、

④東京では罰則付きの規制がないとの説明がなされ、
⑤2000年以降のオリンピックの開催都市では、罰則付きの法規制が漏れなく整備されてきたことが紹介される。

「さて、東京は」という前触れの後、
⑥喫煙者と非喫煙者が述べる賛否それぞれインタビュー画像が流れ、
⑦総括してコメントーターがまとめの一言を述べる。

東京では、舛添元知事が「違法ではないが不適切」なカネの問題で辞職、7月末の都知事選挙で小池新

事が誕生、リオデジャネイロまで五輪旗を受け取りに行ったこともあって、コメントーター⑦は「東京オリンピックの受動喫煙対策に、小池知事のリーダーシップが期待される」という締めにするのが、視聴者受けすると考えているようだ。

喫煙者と非喫煙者がいて、罰則付きの規制に反対、賛成する人がいる⑥のために意見が対立しているからこそ新知事が決断せよ⑦、という構成にすれば対立軸が視聴者にとって分かりやすいし、両論が含まれていてもっともらしく見える。しかし、それこそが虚構のイメージであり、世論調査を行ってきた筆者には気味の悪さを禁じ得ないものである。

本稿では、その気味の悪さの理由を、過去に実施してきた主な調査結果から述べるとともに、タバコ対策問題の本質へと掘り下げて論じたい。

喫煙者は規制に反対していない

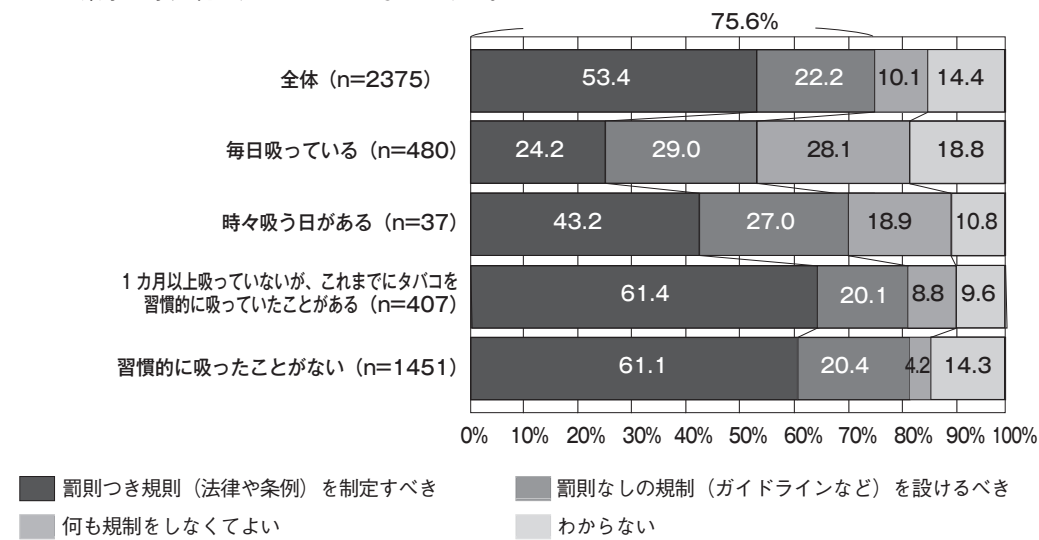
国立がん研究センターでは、昨年（2015年）3月、都民を対象に

した世論調査を実施した。アンケート結果では、東京オリンピックに向けて、罰則付きの規制（法律や条例）を求める意見が回答者2375名の過半数となっていた。

罰則なしの規制（ガイドラインなど）を含めると、都民の4分の3（75・6%）が何らかの規制を導入すべきと考え、何も規制をしなくてよいと考えている人は、わずか1割（10・1%）に過ぎなかった（図1）。

喫煙者と非喫煙者では、禁煙化の取り組みへの考えが異なる傾向にあるものの、毎日吸っている人においても、24・2%が罰

図1 オリンピック開催都市では罰則付きの規則を制定して環境の禁煙化の取り組みが進められてきました。東京も禁煙化を進めるべきと考えですか。



タバコ対策を意図的に妨害するタバコ産業が社会を歪めている。

の読者は、すでにお分かりだろう。本誌平成28年1月号で、松沢成文参院議員は、次のように書いている。『多数派を占める都議会自民党は、JT（日本たばこ産業株式会社）と歩調を合わせ「マナーの問題じゃないか」とか、「飲食店が自発的に分煙すればよいじゃないか」と主張しています。』

また、本誌平成28年2月号では、音喜多駿都議会議員が、都議会が受動喫煙防止条例に抵抗する理由を、次のように書いている。

『JTなどを筆頭とする利権組織との癒着というのが最大の理由であるが、そこには「そもそも議員の多くが喫煙者である」「価値観が古いので、条例制定の意義を理解していない」という全く身も蓋もない理由が存在する。』

西新宿の都庁ビル群の中で、一番煙いのが議会棟だと、都庁訪問者からの感想が聞こえてくる。議員で喫

煙される方々は議会棟内でスパスパされているのだろう。

眉をひそめる有権者もいようが、議員ご本人がスパパされている行為そのものは、個人の好き嫌いの範囲内である。しかしながら、利権組織との癒着、すなわちタバコ産業からのロビー活動や選挙支援を受けた議員の主張だとすれば、公衆衛生上の大きな問題として有権者一人ひとりが強く認識する必要性が生じてくる。

なぜなら、今日までタバコ産業が意図的にタバコ対策を妨害し、社会を歪めてきたからだ。詳細は、本誌平成28年6月号で田淵貴大氏が述べているので、こちらを参照されたい。

受動喫煙対策に反対しているのは、喫煙者ではなくて、タバコ産業である。それにも関わらず、一部の喫煙者の反対意見が強調され、あたかも非喫煙者との間で意見の対立が生じているかのようなイメージが作

られ、報道されているのだから、気味悪く感じる。

タバコ産業がタバコ対策を妨害していることの隠蔽工作として、メディアを通じて、意図的に喫煙者と非喫煙者の対立のイメージが作られているのではないかと考えるのは、筆者のゲスの勘繰りだろうか。

たばこ対策は干渉される

タバコパッケージへの画像つき警告表示の見送りを決めた平成28年6月7日の財務省部会の資料を見ると、見送り判断の理由は、タバコの製造、販売事業者への配慮であったことが読み取れる。該当部分を抜粋する。

『たばこが合法的な物資として製造、販売が認められており、財政物資としても位置付けられていることを踏まえれば、たばこの流通、販売形態に与える影響にも配慮する必要がある。（中略）』

則つきの規制を、また29・0%が罰則なしの規制を導入すべきと考えていた。非喫煙者（1カ月以上吸っていない+習慣的に吸ったことがない）では、6割以上が罰則つきの規制の導入を支持していた。

この結果から分かることは、非喫煙者が受動喫煙防止のための規制に賛成し、喫煙者が反対しているというマスコミでよく見せられる対立構図が、必ずしも正しくないことだ。

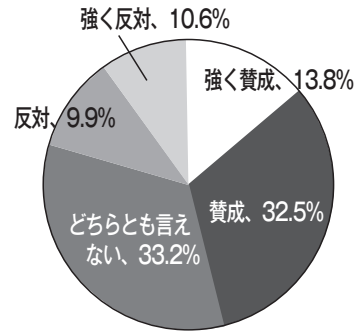
罰則つき、罰則なしを合わせると、毎日タバコを吸っている人の半数以上、53・2%（24・2%+29・0%）が規制を設けるべきと回答しているのに対して、何も規制をしなくてよいという回答は28・1%に過ぎなかったのである。

喫煙者は、タバコが健康に悪いこと、健康的なスポーツと不健康なタバコは相いれないこと、そして、オリンピック開催都市は禁煙化を進めて来ている中で、東京が遅れていることをよく知っていて、禁煙化に対して理解があり、賛成する割合も多いということが分かる。喫煙者がタ

バコ規制に反対しているというイメージは、現実とは異なるものだ。

同様なことは他にもあった

喫煙者がタバコ規制に反対していないというケースは他にもあった。タバコパッケージへの画像つき警告表示の導入についての世論調査である。本年4月に実施した調査の結果が



喫煙者のアンケート結果
図2 海外では、たばこパッケージに画像つき警告表示もありません。あなたが国でも、この警告表示に画像を入れたいですか。あなたの考えを教えてください。（お答えは1つ）

ら、わが国でも、警告表示に画像を入れることに7割が賛成していた。成人全体で70%、16〜19歳の未成年者でも69%が「強く賛成」または「賛成」であった。喫煙者でも、強く賛成（13・8%）と賛成（32・5%）を合わせると5割近く（46・3%）の人が賛成しており、強く反対（10・6%）または反対（9・9%）は合わせても2割に過ぎないという結果であった（図2）。

喫煙者は、タバコが健康に悪いこと、タバコのパッケージに画像つき警告表示を入れることは、タバコの健康影響を認識する上で効果的と理解していて、賛成する割合が多く、反対は少ないことが分かる。ここでも、喫煙者がタバコ規制に反対しているというイメージは、現実と異なるものだ。

誰が反対しているのか

喫煙者が反対している訳ではないのに規制づくりが進んでいないとすれば、誰がどのように、またどのような理由で反対しているのか。本誌



Fine Balance for Your Closet

女性の素直な可愛らしさを表現した、
きらりと光るトレンドのスパイス。

シーンを選ばずに袖を通したくなる
着心地のよさ。

自分らしくコーディネートを楽しめる
大人の女性が、
クローゼットに加えたい。

そんなファインバランスを提案する
ブランドです。

BRANDS

Alphabet's alphabet
Pastel Maam
BOYS' ROOM

株式会社 アルファベットパステル

TOKYO OFFICE
東京都渋谷区神宮前2-21-14
TEL:03-3401-1701

HEAD OFFICE
札幌市中央区南2条西25丁目
TEL:011-615-7911

www.alphabet-pastel.com

我が国においては、製造たばこが自動販売機や製造たばこ以外の商品を扱う店舗でも販売されており、製造たばこのパッケージは喫煙者以外の目にも触れることとなるため、画像を用いた注意文言表示の導入については、流通や販売方法と一体的に検討しなければならぬことに留意する必要がある。』

お役所は、どちらを向いて仕事をしているのか。この抜粋を見ると、「国民ではなくて、タバコ産業のほうを向いている」と言われても否定できないだろう。

この事例から、タバコの製造や販売をしているタバコ産業が、見えないうちで政策形成過程に関与し、政策の偏りをもたらしてきた実態を、私たちはよく知ることが出来る。国民の7割が賛成するような施策を、役所の検討部会で見送り決定にさせるだけの強い干渉力を持っていることも。

2020年に向けて

東京都受動喫煙防止対策検討会の

取りまとめでは、「2018年までに、条例化について検討を行なうこと」とされている。そうなれば、都議会へ諮る前に、担当部局において再び有識者委員会が設けられ、そこで検討が行なわれるのだろう。その際、タバコ産業の干渉を避けることが極めて重要だ。先の検討会の諸問題は、この1点で全てが説明できるからだ。

タバコ産業側は、『愛煙家通信』に評論を載せているような、いわゆる喫煙文化人を委員として検討会に送り込み、かつ検討会のヒアリングの場に自分たちを呼ばせる。そうすれば、検討会場で意見を述べ、委員会の結論取りまとめに自分たちの意見を反映させることができるのである。明らかにFCTC5.3条ガイドラインの勧告に反する行ないである。したがって、これからの検討会においては、同勧告に沿って、

- タバコ産業と委員、事務局担当者の接触を制限する
- タバコ産業の干渉に関心を高める
- タバコ会社をパートナーに加えて

はならない
これらの措置が必要不可欠である
と考える。

喫煙文化人たちは、平成26年度の東京都検討会の場において実際に、「タバコの健康への影響はまだまだ分からないことばかりだ」「タバコの害というのは、あまり信用できない」「健康というのなら、タバコだけでなく、排ガスは、放射線は」と、本質を外す発言をしていた。さらには、「どのような立場からも納得できる合意点を確立し、合意点から出発したい」
つまりは、自分たちが合意できるものでなければ出発させないと言わんばかりの提案意見まで出されていた。有識者であるはずの委員として、その見識を疑わざるを得ない典型と評される場面だろう。委員の選定は極めて重大となる。

タバコ対策を守るには

残念ながら、政策形成と実現の両

面において、つねにタバコ産業の干渉によって後退を余儀なくされ、その結果として、タバコ関連疾患の罹患や死亡者を増やしてしまったのが、わが国のタバコ政策史である。愚を繰り返さないために、私たちは、タバコ産業の干渉を監視し、断固として阻止していかなければならない。

東京都知事が交代して、あらためて2020年東京オリンピックの受動喫煙対策が検討され始めようとしている今、わたしたちに求められているのは、政策形成過程における干渉活動の監視と評価である。議会、検討会をよく見てこらう。

参考文献

- (1) 国立がん研究センター(平成27年5月27日)『東京オリンピックたばこ対策について都民アンケート調査結果報告』
http://www.ncc.go.jp/cis/divisions/tobacco_policy/files/tokyo_olympic.pdf
- (2) 国立がん研究センター(平成28年5月30日)『たばこパッケージの警告表示について意識調査結果報告』
http://www.ncc.go.jp/jp/information/pdf/press_release_20160530_02.pdf
- (3) 松沢成文『東京オリンピックに向けた受動喫煙防止条例を阻止する』『世論時報(平成28年1月号)』1621頁
- (4) 音喜多駿『受動喫煙防止条例を阻む古い体質の東京都議会を一新せよ』『世論時報(平成28年2月号)』1419頁
- (5) 田淵貴大『社会はいかにタバコ産業に歪められているか』『世論時報(平成28年6月号)』1419頁
- (6) 財務省『注意文言表示の在り方について(案)』財政制度等審議会 たばこ事業等分科会表示等部会(第7回)(平成28年6月7日開催)資料
http://www.mof.go.jp/about/mof/councils/fiscal_system_council/sub-of-tobacco/proceedings_hyouzai/material/tabakoa20160607.pdf
- (7) 東京都受動喫煙防止対策検討会(平成27年5月26日)『東京都受動喫煙防止対策検討会における議論のまとめ』
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/judoukitsuenuboushitaisaku_kentoukai/6th/pdf2/03matome.pdf
- (8) WHO(World Health Organization) Guidelines for Implementation of Article 5.3 of the WHO Framework Convention on Tobacco Control, 2008.
http://www.who.int/fctc/guidelines/article_5_3.pdf